# 第10回立川市景観審議会

平成26年6月17日(火)

- 〇日 時 平成26年6月17日(火曜日)午後6時00分
  - 場 所 立川市役所1階 104会議室
- ○出席委員(8名)

会 長 10番 堀 繁 君

副会長 5番 小 林 茂 雄 君

1番 浅 見 光 義 君 4番 加 藤 眞 理 君

6番 小 松 清 廣 君 7番 高 嶋 弘 明 君

9番 古 川 公 毅 君 11番 宗 像 ヨシ子 君

○欠席委員(3名)

2番 大和田 清 隆 君 3番 葛 西 紀巳子 君

12番 山 﨑 誠 子 君

○出席説明員

 都市整備部長
 下澤文明君
 開発調整担当部長 栗原洋和君

 都市計画課長
 小倉秀夫君
 景観係長
 大和田智也君

景観係主任 田村由黄君

### ○議事次第

- 1 開 会
- 2 都市整備部長挨拶
- 3 議 題
  - イ. 意見聴取
    - ・事前協議案件について

(仮称) ららぽーと立川立飛計画について

- ロ. その他
  - ・立川都市軸A1南地区プロジェクトについて(報告)
- 4 閉 会

## ○小倉都市計画課長

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

本日、使用する資料は次第、A4版1枚。次に、昨年8月の景観審議会で意見聴取をした際の回答文、A4版で1枚。そして、事前に送付させていただきました資料1、それから、本日机上に配付しております資料1の差替え版といたしまして、計画概要といたしまして追加資料が1枚。それから、資料1の18ページの差替えとして、A3版1枚をお配りしております。次に、参考資料として、前回景観審議会の回答文の写し、A4版で1枚でございます。なお、次第にあります報告資料1、立川都市軸A1南地区プロジェクトは途中の休憩時に配付いたします。不足はございませんでしょうか。

それでは、立川市都市整備部長の下澤より挨拶及び意見聴取についてお願いいたします。

### ○下澤都市整備部長 皆さん、こんばんは。

本日は大変お忙しいところ、景観審議会を開催していただきましてまことにありがと うございます。また、日ごろから委員の皆様方には景観審議会の運営につきまして、多 大なるご尽力をいただきまして重ねて御礼申し上げます。

本日、理事者が都合により出席できませんので、私のほうからご挨拶をさせていただきます。

本日ご審議いただきますのは、意見聴取といたしまして、ららぽーと立川立飛計画についてでございます。本案件は昨年8月に第8回の景観審議会にてご審議をいただきました商業施設でございまして、その後、計画に変更が生じましたので、再度ご意見をお聞きするものであります。

ららぽーと立川は、IKEAに次ぐ本市にとって大規模商業施設ということで、市民 あるいは関係者が大きな期待を持っているということでございます。ぜひ、活発なご意 見をいただけるようにお願い申し上げます。

それでは、意見聴取文を読ませていただきます。

立川市景観審議会会長堀繁殿

立川市長清水庄平

行為の事前協議等について (意見聴取)

貴審議会に、次の事項について意見聴取します。

記

1 事前協議案件 (仮称) ららぽーと立川立飛計画について

## 意見聴取理由

(仮称) ららぽーと立川立飛計画について、立川市景観条例第15条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を聴取するものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

(意見聴取文 手交)

○堀会長 それでは、立川市景観審議会を開催いたします。

事務連絡におきまして、既にお知らせいたしましたが、本日は意見聴取案件の届出者 にお越しいただいております。

立川市景観条例施行規則第37条第8項には、「審議会は、必要があると認めるときは、 委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。」としております。これについ てご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長 異議がないようですので、審議会として出席を求めることといたします。 なお、届出者の発言及び質疑につきましては、企業の未公開情報に配慮いたしまして、 議事録には残さないこととしますので、その際には暫時休憩といたします。それでよろ しゅうございますか。

次に、本日傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんね。わかりました。

○堀会長 それでは、議事に入りたいと思います。

議題を見ていただきまして、イ 意見聴取(仮称)ららぱーと立川立飛計画について、 事務局よりご説明をお願いいたします。

○小倉都市計画課長 (仮称) ららぽーと立川立飛計画について説明いたします。 お配りいたしました平成25年8月2日付けの回答文をごらんください。本案件は、昨年の景観審議会で意見聴取を行いまして、書面にありますように外観の色彩等について 引き続き届出者と協議するようご意見をいただいているところでございます。

このたびは景観審議会の意見を受けての変更やその後の調整により計画に変更が生じましたので、ここで改めて景観審議会に意見聴取を行うものであります。

それでは、資料1をお開きいただきまして、1ページをごらんください。

敷地内S字道路及び高松バイパス、都道43号へ接続する道路を開発行為として整備することとなりました。

次に、2ページと3ページになりますが、まず大きな変更として建物規模の縮小を行っておりまして、赤いラインが前回の案となります。前回の審議会では背後の駐車棟の 圧迫感についてご意見があったところですが、今回、セットバックの距離が大きくなってございます。

次に、4ページをお開きください。上が前回の立面図、下が今回の立面図です。前回の審議会では外観のN4という色彩について、完全な無彩色よりも少し色味があるほうがよいとのご意見がありました。今回は、審議会の意見を受けまして、少し色味のおびた暖色系の色彩に変更しております。

次に、11ページをお開きください。左上が現況写真で、左下が前回の案、右下が今回の変更案でございます。前回、モノレール駅とつながるデッキ付近は駐車場でありましたが、今回エントランスの広場空間として整備する計画に変更となりました。詳細については届出者より説明がありますので事務局からの説明は以上です。

○堀会長 ありがとうございました。

それでは、これから届出者の説明をいただくために休憩に入りたいと思います。

〔休憩 午後 6時09分〕

〔開議 午後 7時34分〕

- ○堀会長 それでは、休憩前に引き続きまして、審議会を再開いたしたいと思います。 事前協議案件につきまして、ご意見がある委員の方は挙手をお願いします。意見です。
- ○宗像委員 先ほどの道路との仕切りのところについては、ぜひやはり安全上、縁石だけでなく。
- ○堀会長 歩車のところが縁石だけになっているけれども、なるべく歩行者が車道に飛び出さないように工夫をしてほしいということですね。車は車道に乗り上げるのは縁石で押さえられているんだけれども、人が車道に飛び出すのは工夫がされていないので、配慮をお願いしたいという意見ですね。承りました。

ほかにいかがでしょうか。

- ○浅見委員 モノレール側から見える景観もそうですが、道路側から見える西側とそれ から南側の単調な壁が続く壁面、それからあと下に駐輪場の中にある植栽、これを単調 なものではなくて、より賑わいのある、またそこに人が憩えるような場所にしてほしい なと思います。
- ○堀会長 外周の壁面並びに植栽を極力単調にならないように工夫ができないかという 意見ですね。承りました。

ほかにいかがでしょうか。

- ○小松委員 先ほど外の植栽は立入禁止だというお話も承っておりますので、それはそれとしておいても緑を囲んで休めるような空間というかベンチというか、そういうようなものも工夫していただきたいと思います。
- ○堀会長 緑と休憩スペースとの融合、特に緑で囲われた休憩スペースに特段の留意を お願いしたい。承りました。

ほかにいかがでしょうか。

- ○加藤委員 とても明るい窓をつくっていただきましたので、単に西日も当たるところですが、多分ブラインドとかそういうもので全部隠してしまうというような発想にならないように、もし店舗と話し合われる前にららぽーとさん自身のお考え等で統一的に見え方、見たときの店舗内のことに何かできることがあったら工夫していただけると望ましいかなと考えます。
- ○堀会長 西日が入るようなところに関して、それの対策ですか。
- ○加藤委員 ブラインドとかする可能性も多いのかなと思って、厨房だったりもすると、 ただできたらそういう、そのほうが美しいという考え方もあるので、特にそこまでは私 どもが言えないと思うんですが、見え方という観点をそこでももし残していただけると いいなと考えます。
- ○堀会長 西日が当たるところは、一般的にブラインドが単純に下ろされてしまうので、何か工夫をできないか検討していただきたい、こういうことですね。
  ほかにいかがでしょうか。
- ○浅見委員 せっかく水景を井戸で持ってきていますから、植栽と水景で人々がそこで 賑わえるような演出ができないかと考えています。
- ○堀会長 水面を取り入れたことは評価できるが、せっかくの水面であるので、それの

利用、景観的な工夫をさらに一層ご検討いただきたい。こういうご意見ですね。承りました。

ほかにいかがでしょうか。

では、ほかにないようでしたら、私のほうから。時間的には大丈夫ですか。 今、どのくらいたちましたか。

- ○小倉都市計画課長 7時40分です。
- ○堀会長 大分たっていますね。ごめんなさい。じゃ、やめます。

では、意見だけ言います。写真を用意して見てもらうのがいいのかなと思ったんですが、意見を言います。緑化されている緑地については、アースワークを施して、極力その緑が印象に残るように、工夫してもらいたい。見ておりますと、傾斜はついているという説明でしたけれども、もっと大分工夫ができるような印象を持ちます。

ただ、アースワークを施すためには、土が必要で土量バランスを今は考えていると、一番最初に考えていると思うんですけれども、そこのところをもう一回少し工夫して、例えばたくさんあったんですけれども、具体的には、20ページの下の写真を見てもらいたいんですけれども、一段ここは上がっていますよね。先ほどの説明は歩道と車道のところに縁石を立ち上げてるんですけれども、ここは歩道と緑地との間に一段上げています。こういうふうにしちゃうと土が膨大にいるようになります。

それであれば、つまり私、先ほど何度も聞いたんですけれども、フラットの面をつくろうとしていませんかと。フラットの面をつくるのにこういうふうな土を使うのであれば、極力そこはすりつけるなどして、土を余して、その土をアークワークのほうにぜひとも使っていただきたいんです。アンジュレーションが入っただけで、緑が輝いてくるので、ぜひ特段の工夫をしていただきたい。

立川市は、20%ある緑地が極力魅力が出るように、緑というのは土の上に乗るので、ベースである土に対してアースワークを極力施して、印象深い緑になるように工夫していただきたい。これが1点です。

それから、特に、歩道、車道の視点から見たときに、緑が土のアースワークのうねりの上にあるように見えることが特に重要なので、外の道路から見えるのが重要なので、したがって外周部の緑について、今言ったアースワークを特に工夫していただきたい。 外周部の緑が特に重要です。それが2点目です。

それから、3点目、壁面緑化を取り入れておりますけれども、少し緑の質が弱い。壁

面緑化のクオリティがやや低いと見受けられるので、なお一層の工夫ができないか検討 していただきたい。

4点目、緑や水を入れているのは評価できるんですが、やはりそれは人間のためのものであるので、人の目線からどう見えるか、あるいは人との関係をどうつくるかということをより一層工夫していただきたい。

とりあえず私のほうからは意見です。

ほかにいかがでしょうか。

- ○宗像委員 追加です。緑はやはり季節なども感じられるようなものもぜひ工夫していただきたいのと、壁が幾つかありますから、斜めになっている、そこら辺の壁のあたりの緑での工夫も考えていただけたらいいのではないかと思います。
- ○堀会長 ほかにいかがでしょうか。

大体よろしいでしょうか。

それでは、特段意見がないようでしたら、このあたりにしたいと思います。いろいろな意見をいただいたところですが、良好な景観の形成という部分では問題ないということにしてよろしいですか。

それでは、大分意見をいただきましたので、仮称ららぽーと立川立飛計画については、 附帯意見を付して回答することといたします。 附帯意見の取りまとめにつきましては、 事務局と調整いたしました上で、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長 ありがとうございます。

それでは、これで意見聴取について終わりたいと思います。

ここで届出者の方の退室と次の届出者の方に入室をいただきますので暫時休憩に入ります。

[休憩 午後 7時47分][開議 午後 7時53分]

○堀会長 それでは、審議会を再開いたしたいと思います。

次第に従いまして、ロのその他、立川都市軸A1南地区プロジェクトにつきまして、 事務局よりご報告お願いします。

○小倉都市計画課長 それでは報告いたします。立川都市軸A1南地区プロジェクトについて報告いたします。お配りいたしました平成26年3月25日付けの回答文をごらんく

ださい。本案件は、前回の景観審議会で意見聴取を行いまして、書面にあります4点についてご意見をいただいたところです。その後、届出者の意向により景観をご専門とする堀教授から数回にわたりご指導をいただき、都市軸の賑わいを創出する計画となるよう協議を重ねてまいりましたのでご報告いたします。詳細については、届出者より報告がありますので、事務局からの報告は以上です。

○堀会長 それでは、届出者より補足をいただくために暫時休憩に入ります。

〔休憩 午後 7時54分〕

〔開議 午後 8時17分〕

○堀会長 それでは、休憩前に引き続きまして、審議会を再開いたします。

それでは、本日全ての準備いたしました議題が終了いたしましたので、以上で第10回 の景観審議会を終了させていただきます。

閉会 午後8時23分